

資源管理型漁業推進総合対策事業

抄 錄

(広域回遊資源ーマダイ) *

堀木 信男

目 的

マダイ資源の効果的な培養および資源水準に見合った合理的な漁業管理により資源の回復ならびに増大を図ることを目的とする。

本年度は昨年度に引き続き平成2年度に策定した『和歌山県資源培養管理推進指針』に基づき、小型底びき網漁業関係漁業者による管理方策の検討が行われ、管理計画の策定がなされた。

なお、昨年度の「漁業者検討会」、「地区検討会」において小型魚の再放流の問題点（再放流後の生き残りについての疑問点）に対する一部漁業者の根強い主張もあり、本年度は小型底びき網漁業者とともに再放流に係る生残率調査を実施し、再放流の効果を確認した。

詳細は「平成4年度資源管理型漁業推進総合対策事業報告書（広域回遊資源）、和歌山県」（平成5年3月）に報告されている。

方 法

県主催による「資源管理型漁業推進協議会」ならびに県漁業協同組合連合会による「漁業者検討会」、「地区検討会」を開催して管理方策の検討を行い、管理計画を策定した。生残率調査については、平成4年11月15-17日に雑賀崎漁業協同組合所属の小型底びき網漁船により試験操業を行い、混獲されたマダイ当歳魚を活間に収容して持ち帰り、同漁協の陸上コンクリート水槽内で2-4日間飼育、観察を行った。

結 果

「資源管理型漁業推進協議会」を年2回、「漁業者検討会」を年3回、「地区検討会」を年7回（和歌山・海草地区で3回、有田・日高地区で4回）開催した（表1）。協議会ならびに検討会では『和歌山県資源培養管理推進指針』を基に関係漁業者間で真剣で活発な意見交換ならびに検討が行われた。その結果、昨年度と同じように「再放流の問題」、「他種漁業の問題」、「取り組み方の問題」等種々の意見がだされたが、最終的には次のような管理計画が策定された。

* 水産業振興費による。

表1 資源管理型漁業推進協議会ならびに
漁業者検討会、地区検討会の開催状況

1 資源管理型漁業推進協議会

年月日	場所	出席者数	
		委員	その他関係者
H4. 7. 8	和歌山市 (水産会館)	12	9
H5. 3. 22	" (")	12	7

2 漁業者検討会

年月日	場所	出席者数	
		委員	その他関係者
H4. 7. 21	和歌山市 (水産会館)	17	11
H4. 12. 12	" (")	16	10
H5. 3. 19	" (信漁連会館)	16	11

3 地区検討会

年月日	場所	出席者数	
		メンバー	その他関係者
(和・海地区) H4. 8. 29	和歌山市 (雑賀崎漁協)	15	9
H4. 11. 28	" (")	15	11
H5. 3. 6	" (")	13	10
(有・日地区) H4. 8. 29	有田市 (箕島町漁協)	11	10
H4. 9. 14	湯浅町 (湯浅中央漁協)	25 (底曳網関 係漁業者)	7
H4. 11. 28	有田市 (箕島町漁協)	14	10
H5. 3. 6	" (")	15	12

1 具体的な管理方策

1) 管理対象海域：紀伊水道

2) 管理対象漁業：小型底びき網漁業

3) 管理方法：

- ・ 小型魚の保護 周年全長13cm以下を再放流する。
- ・ 放流量の確保 放流目標30万尾の確保に努める
(瀬戸内海東プロック120万尾／5cmサイズ)。
- ・ 「あがり魚」の取り扱い 販売しない。

4) 実施日

当管理計画の実行については、平成5年4月1日以降実施するものとする。

※しかし、今後の漁業実態を勘案しながら内容等の検討を行い、取り組みを継続していく。

2 資源管理体制と運営方法

この管理計画は、当面の間は紀伊水道機船小型底びき網漁業連合会を中心に関係漁業協同組合と連携を保ちながら資源管理を行っていく。しかし、マダイ資源を利用する他種漁業に対しても資源管理の啓発、普及を行う必要があり、また、流通関係者等の協力も不可欠であるため、広い範囲に呼びかけながら資源管理型漁業を推進していく。

なお、管理計画の見直し、将来の方向等については、「資源管理型漁業実践推進漁業者協議会」を設置して検討する。

3 資源管理計画の実施状況把握

実施状況については、それぞれの漁業協同組合で把握するものとし、それを「資源管理型漁業実践推進漁業者協議会」へ報告するものとする。

生残率調査

2-4日間飼育後の生残率は図1に示すように、最終的には15日漁獲分が約80%、16日漁獲分が約35%（漁業者が操業中の事故のため、漁獲したマダイ当歳魚を陸上水槽に移さず、一晩活間に収容したままであった）、17日漁獲分が100%であった。魚体は尾叉長90-190mm（モードは120-150mmで、若干1歳魚が混じる）であり、前回の調査では斃死魚は小型魚に多かったが、今回の調査ではその傾向はみられなかった（図2）。

1989年に瀬戸内海東ブロックの各府県が実施した生残率調査結果によると、生残率は魚体の大きさ、水温、気温および取り扱い方法等によって異なるが、10月以降に漁獲された個体については平均70-100%の生残率を示しており（図3）、混獲されたマダイ当歳魚は選別時に優先的に再放流すれば、約70%いじょうは生き残るものと考えられる¹⁾としている。

なお、浮袋に空気が溜まり腹部を上にして水面上を漂う個体の生残率は低いが、正常位を保って遊泳している個体の生残率は非常に高い。

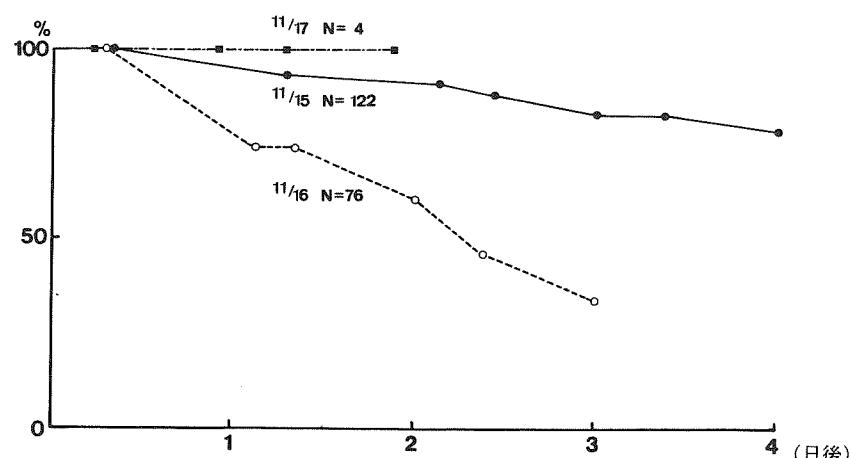


図1 小型底びき網に混獲されたマダイ当歳魚の生残率の推移

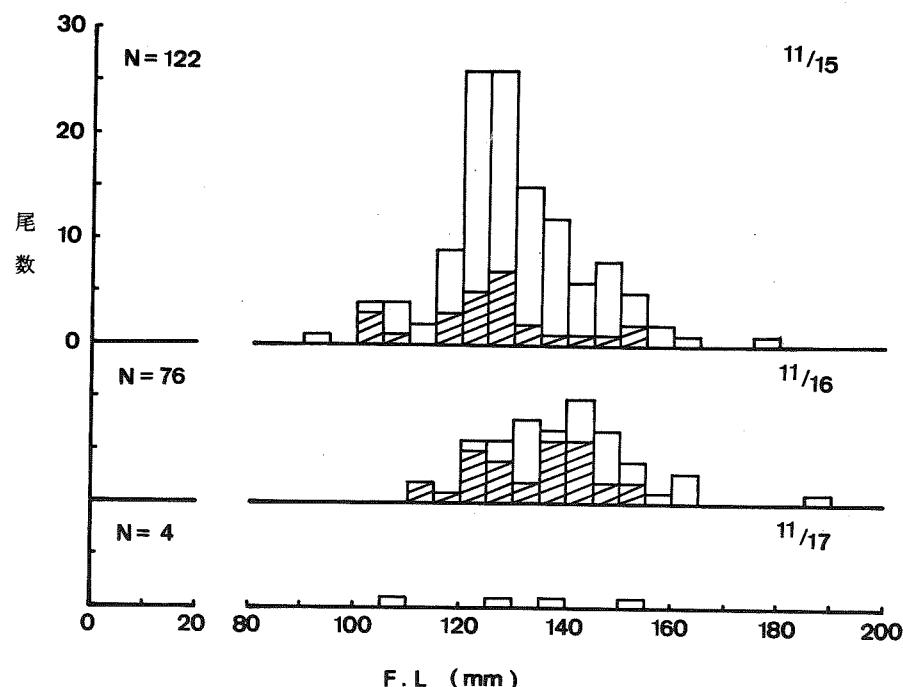


図2 生残率調査に用いたマダイの体長組成

■死魚 □生残魚

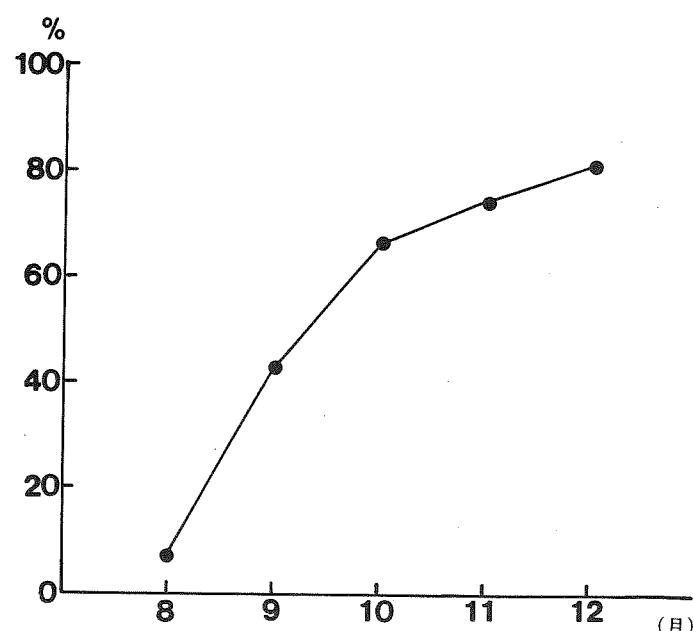


図3 小型底びき網に混獲されたマダイ
当歳魚の生残率調査結果
(瀬戸内海東ブロック全体, 1989年)

文 献

- 1) 和歌山県・大阪府・兵庫県・岡山県・香川県・徳島県、1991：生残率調査、平成2年度瀬戸内海東ブロック広域資源培養管理対策推進事業報告書、143-144。